

お知らせ

長寿医療(後期高齢者医療制度)制度 保険料の新たな軽減策が決定しました

4月から始った長寿医療(後期高齢者医療)制度の保険料について、新たな軽減策(平成20年度の特例)が国において決定されました。所得の低い人の保険料が次の①・②のとおり安くなります。

変更後の額については、8月以降に
お知らせします。

お問合せは、保険医療課
(☎6527)へ。

後期高齢者医療保険料額決定通知書
平成20年度分の後期高齢者医療保険料額を次のとおり決定しましたので通知します。

被保険者氏名	長浜太郎	被保険者番号	005 ****	賦課管理番号	01
決定年月日	平成20年 6月20日	年間保険料額			
決定理由	後期高齢者医療保険料を決定しました	11,452			

①賦課のもととなる所得金額	②所得割率	③所得割額(①×②)	④均等割額	⑤算出額(③+④)
0	6.85	0	38,175	38,175
⑦軽減額	⑧年保険料額(⑤-⑦)	⑨月数	⑩月割減額	⑪保険料額(⑧+⑩-④-①)
26,723	11,452	12	0	11,452

⑥均等割額	⑦軽減額	⑧年保険料額(⑤-⑦)	⑨月数	⑩月割減額
38,175	26,723	11,452	12	0

①均等割額がさらに5,752円軽減されます。

【対象】7月にお送りした決定通知書の中で、⑦の軽減額が26,723円になっている人

②所得割額が一律半額になります。

【対象】7月にお送りした決定通知書の中で、①の賦課のもととなる所得金額が58万円以下の人

年金のお知らせ

■保険料はまとめて払いがお得です。

10月分から翌3月分までの国民年金保険料を口座振替でまとめて納付されると980円お得です。彦根社会保険事務所まで8月末までにお申込みください。

■一部納付の承認を受けられた人へ

保険料の免除申請をされ、一部納付が承認された人は、一部納付分の保険料を納付しないと未納期間と同じ扱いになり、将来支給される老齢基礎年金を受給するために必要な期間に算入されません。また、ケガや病気で「万が一」のことがあっても、障害基礎年金や遺族基礎年金が受給できないことがありますのでご注意ください。

■1日社会保険事務所(予約制)

【と き】9月25日(木)

【と ころ】長浜商工会議所2階

予約専用☎0749-23-5489

お問合せは、彦根社会保険事務所国民年金業務課(☎0749-23-1114)へ。

8月20日(水)までに申請いただいた場合は、10月分の支払いから変更させていただきます。

■後期高齢者医療保険料
【条件】①国民健康保険料を完納していた人が、被保険者本人の口座から振替で納付する場合、

詳しくは次の窓口へ
■国民健康保険料は
税務課☎6508へ。
■後期高齢者医療保険料は
保険医療課☎6527へ。

一定の条件を満たす人は
保険料の納付方法が変えられます
——年金天引きから口座振替へ——

■国民健康保険料
【条件】これまで、保険料を滞納することなく納めていただいていた人
②年金収入180万円未満の被保険者で、世帯主や配偶者の口座から振替で納付する場合

申請が必要

お知らせ

9月7日(日)は、総合防災訓練の日

メイン会場の神照運動公園に避難してください。

湖北2市6町を中心に滋賀県総合防災訓練が実施されます。本市においても、この訓練にあわせて、午前7時から震度7の地震を想定して総合防災訓練を実施します。

第2部
防災関係機関等が
連携した訓練
8時30分～12時30分
【場所】神照運動公園
【内容】初期消火訓練、ライフライン復旧訓練、防災ヘリ搬送訓練、土砂災害救出救助訓練など
◆体験(煙・起震車など)や展示(警察・消防・自衛隊車両など)コーナーもありますので、みなさんぜひお越しください。
※会場の駐車台数に限りがあります。なるべく徒歩または自転車でお越しください。

7時地震発生
※防災無線で合図を行います。



第1部
各家庭、自治会、
自主防災組織による訓練
7時～8時30分
対象は市民全員です。
◆各家庭・自治会・自主防災組織で防災活動を実施してください。
※神照小学校区内の自治会のみなさんは、各自治会内での訓練が終了したら、自治会ごとに

お問合せは、総務課☎6555へ。

地域で輝く 男の仲間づくり講座

誰もが生涯現役でありたいと願っていますが、そのためにはアクティブな生活・生き方が大切です。

「地域で何かやってみたい!」「一緒にする仲間が欲しいな!」と思っていられる人、この機会に仲間の輪を広げ、経験や知識・技能を活かして地域でできることやってみませんか。

【と き】9月13日(土)～12月6日(土)

※全8回

【ところ】市役所東別館 ほか

【対 象】市内在住で概ね55～65歳の男性で全講座が受講できる人

【定 員】30人(参加費:実費相当額)

【申込方法】電話またはファックスでお名前・住所・年齢をお知らせください。

【締切り】8月29日(金)

※詳しくは、市(高齢福祉介護課)のホームページをご覧ください。

■申込先 仲間づくり講座事務局
(介護認定審査室内)
☎651145、FAX☎0263

人権ってなあに

人権施策推進課☎6560、FAX☎6013

だれにも大切な「いのち」のこと

この時期、ふる里で親戚や地域の人に会ったり、同窓会で古い友人に会ったりと懐かしい出会いの多い季節です。

そうした懐かしい人たちと会い、話していると、その誰もがかけがえのない存在であることを、改めて知らされるのかもしれません。

その一人ひとりが持っている「命」。とても大切なものです。

命が大切なことは、あたり前のように思いますが、それが置き去りにされているような出来事が、度々報道で伝えられています。

私たちは、一人ひとりでは生きていけず、多くの「命」と関わり合い、時には支え合い、互いに励まし合って生きています。

そんな命や人権の大切さを学ぶ機会のひとつとして、人権学習会が各自治会単位で行われています。学習会に参加して、今一度考えてみませんか。

市では、次のような問題をいくつか掲載した「じんけんくいず」のリーフレットを配布しています。子供会などいろいろな機会でご利用ください。配布のことなど詳しくは、人権施策推進課へお問合せください。

♥じんけんくいず♥

私たち一人ひとりの命は、お父さん・お母さん、おじいさん・おばあさんからつながってきた、かけがえのないものです。

では、その命は、10代前までさかのぼると、何人位からつながってきたことになるのでしょうか?



*答えは、23ページ下(欄外)をご覧ください。